

## 電気通信大学エコキャンパス推進本部規程

平成22年10月19日

改正

平成28年 3月23日

平成28年 3月31日

平成30年 3月30日

(設置)

第1条 電気通信大学（以下「本学」という。）に、国立大学法人電気通信大学環境方針に基づく活動（以下「エコキャンパス」という。）の推進を図るため電気通信大学エコキャンパス推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(任務)

第2条 本部は、次の各号に掲げる任務を行う。

- (1) エコキャンパス推進のための基本理念に関すること。
- (2) エコキャンパス推進方策の企画、立案及び実施に関すること。
- (3) エコキャンパス推進の調査、改善に関すること。
- (4) エコキャンパス推進の情報収集、啓発に関すること。
- (5) その他エコキャンパス推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 副学長
- (4) 情報理工学域長
- (5) 情報理工学域長が推薦する者 1人
- (6) 大学院情報理工学研究科長
- (7) 大学院情報理工学研究科長が推薦する者 1人
- (8) 国立大学電気通信大学組織規則第18条の3第2項、第19条第1項、第21条第1項及び第23条第1項に定める各センターの長のうち学長が指名する者 1人
- (9) 総務部経理調達課長
- (10) 総務部施設課長
- (11) その他学長が必要と認めた者

2 前条第5号、第7号の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(本部長)

第4条 本部に本部長を置き、学長をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の業務を掌理するとともに、本部会議を招集し、その議長となる。
- 3 本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長が指名した者がその職務を代行する。

(本部会議の開催)

第5条 本部会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 本部長が必要と認めたときは、委員以外のものを本部会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 任務を円滑に遂行するため、本部会議の議を経てワーキンググループ（以下「WG」という。）を置くことができる。

2 WGに関し必要な事項は、本部会議が決定する。

(事務)

第7条 本部に関する事務は、総務部施設課が行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成22年10月19日から施行する。

2 この規程施行後、最初に任命された委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず平成24年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。